

[原著論文]

スイスにおける教育政策の検証に関する一考察 ——連邦制と協調主義における教育権限配分——

坂野慎二

要 約

スイスでは2001年の「PISAショック」以降、教育政策の立案、実施、検証、改善といったサイクルが形成されていった。その理由は、第一に連邦制国家であるスイスの連邦憲法を2003年、2005/06年に改正し、連邦が義務教育領域においても諸州の教育高権に配慮しながら、影響を及ぼすことが可能にしたことである。第二に、教育政策サイクルは、教育政策と教育研究及び統計の協働関係が重要であり、関係者の協働が不可欠である。

キーワード：連邦制、教育政策検証、教育報告書、教育スタンダード、学習指導要領

はじめに

日本を含む多くの国は、新自由主義の影響を受け、教育改革が進行している。教育政策の立案・決定、実施、検証といった政策サイクルを重視し、効率的な教育による成果が重視されるようになってきている。国は、基本となる教育政策の枠組みを設定し、学校教育の主な実施主体である地方公共団体は、その枠組みを前提として独自の政策を展開している（青木2019、同2021、村上・橋野2020）。

スイス連邦（以下「スイス」と略）、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」と略）あるいはオーストリア共和国（以下「オーストリア」と略）といったドイツ語圏連邦国家においても、教育政策について、日本とある種類似した傾向を看取できる。ただし、日本と連邦制国家においては、教育に関する権限では、大きな相違点がある。それは教育に関する主たる権限は、国（連邦）ではなく、州（ドイツ：ラント（Land）、スイス：カントン（Kanton）、オーストリア：ラント（Land））にあるということである。つまり、教育に関する事項について、共通性を高めようとする、(1) 連邦に教育に関する権限を持たせる（連邦と州の共同事項、あるいは中央集権化して連邦の事項とする）か、(2) 州間で協定を結び、共通性を高める、の2つの選択肢が考えられる。

一方で、2000年にOECD（経済協力開発機構）のPISA調査が実施されるようになり、教育の領域において、国際比較が改めて重要な政策決定要因となっている（坂野・藤田2021）。国際比較が教育政策において重要視されることにより、国、中でも連邦が果たすべき役割が変化している。

スイスでは、2001年の「PISAショック」を受けて、教育の成果を検証する重要性が認識されるに至った。2003年に公表されたPISA2000年調査報告書では、教育改革を進めるポイントを10点挙げている（BFS u EDK 2003, 30ff）。①深く、早期から十分な標準言語の使用、②学習指導要領の拡大と性特有の支援、③外国語充実の支援、④就学前教育段階の導入、⑤学校に付随する支援の拡大、⑥学校統治の導入、⑦成果目標（教育スタンダード）の定期的検証、⑧職業界への円滑な移動、⑨機会が公正な選抜手続き、⑩教師教育の拡充と教育研究の拡充。そのために必要な経費は、年間12.5-18.9億スイスフラン（SFr.）、一時費用2.55億SFr.と計算された。

こうしてPISA2000年調査の分析によって明らかにされた諸課題は、連邦憲法の改正によって、連邦の関与を強化するとともに、州教育長会議（die Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren, Erziehungsdirektorenkonferenz, EDK, 仏語：CDIP, 伊語：CDPE, 後期ロマンス語：CDEP, 以下「EDK」と略）は協調主義によって具体的に対応することが必要となった。

本稿は、スイスにおける「PISAショック」以降の教育改革が進む中で、教育政策の立案、実施、検証、改善といったサイクルがどのように形成されていったのか、を明らかにすることを目的とする。その際、連邦と州の教育に関する権限がどのように変化したのか、そして教育政策と教育研究・データ研究がどのような関係にあるべきか、という課題に着目する。スイスを対象とする理由は、以下の理由による。第一に、スイスは州の権限が強い国の1つであり、連邦の権限が弱かった。その主な要因は連邦憲法の改正が20世紀後半になかなか進まなかったことが挙げられる。ようやく1999年に連邦憲法の改正が行われた（2000年施行）。連邦憲法の教育に関する事項は、更に遅れて2003年、2005/06年に改正された。これを受けて、ようやく教育改革が本格的に始動したのである。第二に、スイスは重要事項について、住民投票により民意を直接問うシステムとなっている。このため、州議会、州政府の提案が住民投票で否定されることも少なくない。こうした強固な州の権限がある中で、教育改革が停滞してきたという事情がある。そうした中で、2000年代以降、「PISAショック」等を契機として、教育改革が進められている。その中で、「根拠に基づいた教育政策」が必要になると、その根拠となる教育研究及びデータが必要となるからである。

スイスの教育政策についての邦文先行研究に整理してみると、歴史的研究の代表的なものとして遠藤（1987）を挙げることができるが、20世紀後半の教育政策分析は十分ではない（特に1970年のEDK（州教育長会議）の学校協約や、連邦憲法改正動向についての記述は不十分な点もみられる）。また、スイスの教育思想、教科教育、言語教育や価値教育といった特定領

域の研究はあるが、2000年以降のスイスにおける教育政策についての邦文研究はそれほど多くはない。本稿でも取り上げる HarmoS協約（後述）に言及した荒川（2014）、共通学習指導要領に言及した原田（2016）、幼児教育について整理した藤井（2014, 2013）、移民教育についてまとめた中山（2014）、高等教育についてまとめた田中・森（2014）等があるが、教育政策全体、あるいは教育政策の検証と教育研究を分析の中心においた研究はない。

ドイツ語圏の教育政策の分析及び検証に関する研究では、アルトリヒター（Altrichter, H.）のグループによる研究がある。Altricher（2007）の他、Altrichter（2010）、Altrichter（2016）等、シュプリングァー社（Springer VS）から出版されている「教育ガバナンス（Educational Governance）」のシリーズがあるが、検証サイクルに着目しているものは少ない。実際に教育政策の検証を行ったものとして、「スイス教育報告書」（2006年試行版、2010年、2014年、2018年）がある。

1 スイスの連邦制システムの枠組みと連邦・州の教育権限

1-1 連邦制と州（カントン）

スイスは、26のカントン（Kanton）からなる連邦国家である。論者によっては、半州（Halbkanton）として扱い、23州とする場合もある（沼田2003等）。これはスイスの連邦レベルの議会における投票権と関連している。スイスの連邦議会は、国民議会（Der Nationalrat）と連邦参議院（Der Ständerat）で構成される2院制である。国民議会は、基本的に人口比により議員数が各州に配分される（計200名）が、全州議会は、州を代表する46名の議員により構成される。基本は各州2名の議員が割り当てられているが、6つの州は1名しか議員が割り当てられていない（連邦憲法第150条第2項、山岡2013, 10, 「表1」のイタリックが1名の州）。

表1 スイスの州、略記、人口（2021年）、面積、言語

州（日本語）	州（原語）	略記	人口（人）	面積（km ² ）	言語
レマン湖地区	Genferseeregion		1,685,625		
ヴォー	Vaud (Waadt)	VD	822,968	3,212	f
ヴァレ	Valais (Wallis)	VS	353,209	5,225	fd
ジュネーヴ	Genève (Genf)	GE	509,448	282	fd
中部地区	Espace Mittelland		1,907,491		
ベルン	Bern	BE	1,047,473	5,959	df
フリブール	Fribourg (Freiburg)	FR	329,809	1,671	fd
ソロトゥルン	Solothurn	SO	280,245	791	d

ヌーシャテル	Neuchâtel (Neuenburg)	NE	176,166	803	fd
ジュラ	Jura	JU	73,798	839	fd
北西スイス地区	Nordwestschweiz		1,191,939		
バーゼル・シュタット	Basel-Stadt	BS	196,036	37	d
バーゼル・ラントシャフト	Basel-Landschaft	BL	292,817	518	d
アールガウ	Aargau	AG	703,086	1,404	d
チューリヒ	Zürich	ZH	1,564,662	1,729	d
東スイス地区	Ostschweiz		1,203,715		
グラールス	Glarus	GL	41,190	685	d
シャフハウゼン	Schaffhausen	SH	83,995	299	d
アッペンツェル・アウサーローデン	Appenzell A. Rh.	AR	55,585	243	d
アッペンツェル・インナーローデン	Appenzell I. Rh.	AI	16,360	173	d
ザンクト・ガレン	St. Gallen	SG	519,245	2,026	d
グラウビュンデン	Graubünden	GR	201,376	7,105	dri
トゥールガウ	Thurgau	TG	285,964	991	d
中央スイス地区	Zentralschweiz		833,178		
ルツェルン	Luzern	LU	420,326	1,494	d
ウーリ	Uri	UR	37,047	1,077	d
シュヴィーツ	Schwyz	SZ	163,689	908	d
オブヴァルデン	Obwalden	OW	38,435	491	d
ニトヴァルデン	Nidwalden	NW	43,894	276	d
ツーク	Zug	ZG	129,787	239	d
ティチーノ	Ticino (Tessin)	TI	352,181	2,813	i
スイス全体	Schweiz		8,738,791	41,293	dfir

(出典) スイス情報「スイスの諸州(Schweizer Kantone)」(<http://kantone-staedte.infos-schweiz.ch/>) 及びスイス連邦統計局「州別住民構成(Struktur der ständigen Wohnbevölkerung nach Kanton, 1999–2021)」

(<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bevoelkerung/stand-entwicklung.assetdetail.23064702.html>) から筆者作成

* d: ドイツ語 f: フランス語 I: イタリア語 r: 後期ロマンス語

17の州は、州の下に郡(Bezirk)を置いている(9カントンには郡は設置されていない)。合計143の郡がある。

市町村(Gemeinde)は、全体で2148ある。



(https://d-maps.com/carte.php?num_car=24789&lang=de) を基に筆者作成

図1 スイスの州の位置

表2 各州の郡・自治体数

州	ZH	BE	LU	UR	SZ	OW	NW	GL	ZG	FR	SO	BS	BL
郡	12	10	6	1	6	1	1	1	1	7	10	1	5
自治体	162	338	80	19	30	7	11	3	11	126	107	3	86
州	SH	AR	AI	SG	GR	AG	TG	TI	VD	VS	NE	GE	JU
郡	6	3	1	8	11	11	5	8	10	13	1	1	3
自治体	26	20	6	77	101	200	80	108	300	122	27	45	53

(出典) 連邦統計局「Amtliches Gemeindeverzeichnis der Schweiz」(2022年1月1日現在)
(<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/grundlagen/agvch.assetdetail.20844503.html>) を基に筆者作成

1-2 1999年の連邦憲法改正による教育条項

スイスの憲法に沿った国家制度の変遷について留意すべきは、1874年憲法が1999年まで改正を加えながら継続してきたことである。つまり第二次世界大戦後は1874年憲法をどのように今日的な社会に適応させるのか、また、スイスという連邦国家をどのように構想するのかについて、議論が重ねられてきた、ということである。20世紀後半には数度の憲法改正論議が起こった(小林(1989), 初宿・辻村(2017))。

1998年12月18日、連邦両院(国民議会及び連邦参議院)で憲法改正案が可決され、1999年

4月18日の国民投票によって、スイス連邦憲法は全面的に改正され、2000年1月1日に発効した（AS 1999 2556, 邦訳は小林（2000）参照）。合意を優先させるために、1874年憲法の内容を再分類したもので、新たな内容の修正は最低限に抑えられた。このため、教育条項の改正についても、大規模な改訂は先送りされた。1999年の改正で規定された教育条項は、第2編「基本権、市民権及び社会目的」第1章「基本権」の第19条「初等学校教育への請求権」、第3章「社会目的」第41条、第3編「連邦、州及び市町村」第2章「権限」第3節「教育、研究及び文化」（第62条から第72条）で規定されている。主な条文は以下のとおりである（訳文は、小林（2000）及び山岡（2013）を参考にした）。

第19条 十分かつ無償の基礎学校教育（Grundschulunterricht）を請求する権利は、これを保障する。

第41条 連邦及び州は、個人の責任と私的な発意を補完し、次の各号に掲げる目標のために尽力する。（中略）

f. 子ども及び青年並びに就労可能な年齢にある人は、その能力に応じて、教育、職業教育及び継続教育を受けることができる。

g. 子ども及び青年は、その成長において自立的で社会的責任を有する人間になるように促され、その社会的、文化的及び政治的な統合において支援される。

第62条（学校制度） 学校制度は、州の権限である。

2 州は、すべての子どもに開かれた十分な初等学校教育について配慮する。初等教育は、義務制であり、国家による指導又は監督の下に置かれる。学期は、8月半ばから9月半ばの間にこれを開始する。

第63条（職業教育及び大学） 連邦は、職業教育に関して規則を定める。

2 連邦は、工科大学を運営する。連邦は、それ以外の大学及びその他の高等教育機関を設立し、又は助成することができる。この助成については、連邦は、対等な関係が確保されることを前提にして、これを行うことができる。

第3編「連邦、州及び市町村」第2章「権限」第3節「教育、研究及び文化」の第64条以降の項目のみを挙げると、以下のようになる。

第64条（研究） 第65条（統計） 第66条（教育助成） 第67条（青少年及び成人教育）
第68条（スポーツ） 第69条（文化） 第70条（言語） 第71条（映画） 第72条（教会と国家）（略）

また、連邦と州の権限について、第3編「連邦、州及び市町村」第1章「連邦と州との関係」第1節「連邦および州の任務」（第42条、第43条）、第2節「連邦及び州の協力」（第44条から

第49条)において規定された。そこでは連邦は連邦憲法が定める範囲において任務を遂行し(第42条), 州はすべての任務を決定するとされ(第43条), 連邦は州の独立性を保障する(第47条)。ただしそれぞれの任務の遂行にあたって相互に支援し, 協力するものとしている(第44条)。これ以降, 教育に関する権限規定について, 修正が議論されていく。

1-3 2003年及び2006年の連邦憲法改正

2003/04年, 連邦憲法が改正され, 第48a条が追加された(2003年10月3日議決, 2004年11月28日国民投票)(AS 2007 5765)。これは連邦の権限強化を図るものである。主な条文は以下のとおりである。

第48a条 関係する州の要求に基づき, 連邦は, 次の各号に掲げる任務の分野において, 州間の協定が一般的拘束力を有すると宣言し, 又は州に対し州間の協定への参加を義務づけることができる。(一部略)

b. 州立総合大学 c. 専門大学 d. 地域を越える文化施設

また, 特別支援教育に関して, 第62条3項が追加された。

「州はすべての障害のある児童及び青少年に, 満20歳まで十分な特別支援教育に配慮する。」

この規定によって, 連邦は州に対して, 州間協定への参加を義務づけることが可能になった。また, 2005/06年には連邦憲法が改正され, 第61a条が追加された(2005年12月16日議決, 2006年5月21日国民投票)。そこでは, 言語圏毎に教育圏スイスを設定する内容となっている。第61a条の条文は, 以下のようになっている。

第61a条 [教育圏スイス]

- 1 連邦及び州は, その権限の範囲内において, 教育圏スイスの高い質及び透過性に共同して配慮する。
- 2 連邦及び州は, その取組を調整し, 並びに共同の機関及びその他の措置により, その協働を保障する。
- 3 連邦及び州は, その任務の遂行に際して, 一般教育課程及び職業教育課程が同等の社会的評価を受けるように尽力する。

以上のように, 教育に関する権限は州が中心だが, 連邦と州の協働責任を果たす立場となった。「教育圏スイス」という形で, ドイツ語, フランス語, イタリア語圏毎に, 共通の教育政

策を推進する基盤が整えられたといえる。

これに加えて、1999年の連邦憲法改正時に実施されなかった教育関連条項の整理が2006年の改正によって、第62条に第4-6項が追加されるとともに、大学関連条文（第63a条）等が追加された。第62条第4項以下の追加文を提示しておく。

連邦憲法第62条追加（2005年12月16日議決，06年5月21日投票）

- 4 就学年齢及び就学義務，教育段階の期間及び目標，他の段階への進学並びに修了の認定の分野における学校制度の調和が，協調の過程において実現しなかった場合には，連邦は，必要な法令を制定する。（下線は筆者）
- 5 連邦は，学年の開始を規定する。
- 6 州の管轄に関する連邦の立法の準備に際しては，州の関与に特別な重要性を与える。

このうち、第62条第4項は、各州が初等中等教育の共通化への調整努力を行い、協調が十分に達成されない場合に連邦が関与していく根拠となった。これが、2007年にEDKによるHarmoS協約と前後しながら、諸州の学校制度の共通性実現に影響を与えたと考えられる。

1-4 連邦と諸州の協働システム

2007年に成立した州間協定であるHarmoS協約は、各州がそこに加わらない場合には、強制力を持ち得ない。その結果、各州の教育政策の共通化を図るという目的は、達成できないことになる。ここで2006年に追加された、連邦憲法第62条第4項による連邦が必要な規則を制定するという権限が行使される。

すでにHarmoS協約が可決された後、連邦議会は2007年10月5日に「教育圏スイスの制御のための連邦及び諸州の共同プロジェクトに寄与する連邦法（Bundesgesetz über Beiträge an gemeinsame Projekte von Bund und Kantonen zur Steuerung des Bildungsraums Schweiz）」を制定した（AS 2008 429）。この法律は2011年末までの時限立法であったが、2012年及び2013-2016年と延長された（BBl 2016 3225）。この法律において、教育圏スイスの制御のために、連邦と諸州の共同プロジェクト（スイス教育サーバー、教育モニタリング、PISA調査）のために連邦が分担金を拠出することができるとしていた（第1条）。分担金拠出の条件は、(1) 諸州が共同プロジェクト費用の半分を負担する場合、(2) 共同プロジェクトの責任と成果が成果協定において義務的に規定されている場合、とされた（第2条）。実際に(1) 教育報告書を含む教育モニタリング、(2) OECDのPISA調査における学力測定、(3) 国の情報及び記録のプラットフォームの1つとしてのスイス教育サーバーの運用、といった成果をもたらし、連邦及び諸州は教育圏スイスの質と透過性を分析評価し、共通の質理解を発展させたと考えられた。連邦議会は、こうした成果に基づき、連邦と諸州が無期限の分担金を拠出する連邦法について検討

を加えたのである（BBI 2016 3225f）。

上記連邦法の発展として、国民議会及び連邦参事会は、2016年9月30日に「連邦教育協働法」を成立させた（17年2月1日発効）（SR410.2）。更に2016年12月16日、連邦と各州は、「教育圏スイスにおける協働に関する連邦と州間協定」を締結する（SR410.21）。

連邦教育協働法（Bundesgesetz über die Zusammenarbeit des Bundes mit den Kantonen im Bildungsraum Schweiz (Bildungszusammenarbeitsgesetz, BiZG)）は、全3条からなる法律である。主たる内容は、第1条の「協働協定（Zusammenarbeitsvereinbarung）」である。

第1条 「協働協約」

- 1 連邦は、教育領域における協働と調整に対する憲法に規定された義務を履行するために、州と協定を締結することができる。
- 2 教育領域における協働と調整は、以下のようになされるべきである。
 - a 教育圏スイスの高い質と透過性を促進する。
 - b 事実に基づいた関連し合う教育政策を可能にする。
- 3 協定は、協働の目標と組織、並びに共同機関の設置及び運営を規定する。
- 4 協定を締結する権限は、連邦参事会に委任される。

同法の協働目標について、連邦政府は2016年2月に以下の2点で説明している（BBI 2016 3255ff）。(1) 教育システムの観察と、教育圏スイスに関する情報の普及拡大、(2) 共通の質理解への配慮という意味での質的開発、及び質的保障手続きの促進、開発及び適用が、教育圏スイスにおいて保障されること。

同法を受けて、2016年12月16日に連邦と諸州の間で締結された協定は、全11条から構成されている。その概要は、連邦（連邦経済教育研究省）と諸州（EDK）が教育政策の協働（連絡調整）をめざして、共同機関である調整委員会（Koordinationsausschüsse）を設置し、教育改革を加速化しようとするものである。協働する内容は以下のとおりである（第2条）。

- a. 教育政策の問題設定についての定期的な対話
- b. 連邦及び諸州が調整を求める教育政策の諸課題の特定
- c. 連邦及び諸州の教育政策目標の調整

2 州間調整機関としてのEDKの機能

2-1 EDKによる州間協調と1970年の「学校協約」

1897年に発足したEDKは、1970年まで意見交換の場として存続していた（Arnet 2000, 16）。

1960年代後半になると、連邦憲法の改正議論と並行して、州間調整の必要性が意識されるようになる。EDKは1967年に4点についての勧告を行った。その4点とは、1) 夏休み後の学年度開始時期、2) 就学義務開始を調整すること、3) 就学義務を9年に確定すること、4) 大学入学資格 (Matura) までの年限を最低12年とすること、である (Arnet 2000, 16f)。裏を返せば、こうした事項についても、州間で異なった対応がなされていたということである。

1970年10月29日、EDKは学校協約 (Konkordat über die Schulkoordination. vom 29. Oktober 1970, 「Schulkonkordat」 と略される) を結ぶ。1970年12月14日には連邦参議院でも承認された (連邦憲法第7条第2項)。その概要は、学校制度の共通性を高めるために各州が義務あるいは勧告事項が規定されている。義務として各州には4点が示された (第2条)。(1) 6月30日に満6歳となる者の入学、(2) 就学義務は最低年間38週で、最低9年間、(3) 小学校入学から高校修了試験 (Maturitätsprüfung, 大学入学資格でもある) までの通常年数は、最低12年、最高で13年継続する、(4) 学年度は8月中旬から10月中旬に始まる。勧告事項として、(1) 大綱学習指導要領、(2) 共通の教材、(3) 同等の学校間の自由な移動の保障、(4) 上の段階への接続、(5) 同様の価値がある教育課程で獲得された試験修了証や学位の承認、(6) 同じ学校段階、学校種の名称の統一、(7) 同等価値の教員養成、が挙げられた (第3条)。また、共同活動として、(1) 協働のために必要な諸機関を支援すること、(2) スイスの教育統計のための方針をとりまとめること、が規定されている (第4条)。

この学校協約は、1972年末までに20州で締結された (Arnet2000,24)。また、1997年8月時点では、ティチーノ (Tessin) 州以外のすべての州が参加している (EDK, Konkordat über die Schulkoordination. vom 29. Oktober 1970. (EDK: Rechtssammlung))。ただしすべての州が学校協約を締結している訳ではない。あくまでも州が教育に関する権限を有しているのである。

1970年にEDKが学校協約を締結した頃の諸州の学校制度を簡単に整理しておこう。遠藤 (1987) は、1972年に発行されたエガー (Egger, E.) の文献 (Die Schweizer Schulen.Bern) に依拠して、1970年前後の25州すべての学校系統図を提示している。それによると、25州のうち、義務教育年限は7年から9年、初等教育学校も5年と6年に、それぞれ分かれている。前期中等教育の学校種別も2-5種類に区分されている。大学入学資格を取得するまでの年数も、11.5年から13年あるいは14年までと多様である。こうした多様性をスイス全体で共通化しようとする試みが、EDKの学校協約であったといえよう。

その後、連邦憲法の教育条項改正の機運は高まった。1984年10月5日には、学年度の開始を8月中旬から10月中旬とする連邦憲法改正案 (第27条第3項の2) が議会で可決され、国民投票でも信任された (1985年9月22日)。ただし、これは1981年2月23日の国民発案に対して議会が提案した学年度開始を連邦法で規定するという法案 (第27条の2第4項) に対して、一定期間の中で州が決定するという形式に改められたものである (BBl 1984 III 11, BBl 1985 I 741)。

2-2 HarmoS協約の概要

2001年の「PISAショック」は、教育改革の必要を改めて関係者に認識させた。2003年に公表されたPISA2000年調査報告書は、前述のように10点の改革提案を行っていた。更に2006年の連邦憲法改正によって、連邦も分担金等により、初等中等教育にも積極的に関与することが可能となった。

こうした教育改革が不可避的状况の中で、EDKは2007年6月14日にHarmoS協約（Interkantonale Vereinbarung über die Harmonisierung der obligatorischen Schule (HarmoS-Konkordat) vom 14. Juni 2007）をとりまとめた（EDK: Obligatorische Schule）。これは連邦憲法第48条にいう国家間（州間）協約であり、各州は参加によってその内容を履行する義務を負うことになる。

HarmoS協約の構成は、以下のようになっている。

- 1章：協定の目的と原則（1条：目的，2条：原則）
- 2章：義務教育学校の上位目的（3条：基礎教育，4条：言語教育）
- 3章：義務教育学校の構造的基準（5条：就学，6条：各学校段階の就学期間）
- 4章：制度改革及び質保障の手段（7条：教育スタンダード，8条：指導計画，教材及び評価方法，9条：ポートフォリオ，10条：教育モニタリング）
- 5章：学校生活の形態（11条：ブロック時間と日課）
- 6章：雑則（12-17条）

HarmoS協約の目的は、義務教育諸学校を州間で調整することであり、特に授業目標と学校構造を調和し、学校システムの質と透過性を共通の制御手法によって開発し確保することである（協約第1条，以下協約を略して「条」のみを記載する）。

HarmoS協約の特色は、第一に、義務修学年限の延長である。これは幼児教育2年の義務化として規定されている。具体的には7月31日に満4歳に達した子どもは、就学前機関で教育を受ける（第5条）。子どもは段階的に社会的コンピテンシー及び学校での教育方法の基盤を徐々に獲得することをめざす。このため、教育段階の期間は、就学前教育を含む初等教育8年、通例3年の中等教育段階Ⅰの合計11年の義務教育が課される（ただしTessin州は1年の幅が認められる）。中等教育段階Ⅱには第11学年の後に進むが、ギムナジウムへの進学は、事情により、第10学年後となる（第6条）。

HarmoS協約の第二の特色は、義務教育段階における目標の調整である。義務教育段階における、言葉、算数・数学及び理科、社会科学及び人文科学、音楽・芸術・造形、運動と健康といった基礎教育領域について規定した（第3条）。このうち、外国語については、第5学年（日本の3年生に相当）から第一外国語を、第7学年（日本の5年生に相当）から第二外国語を学習することとしている（第4条第1項）。2つの外国語のうちの1つは、州の第二言語であるこ

とが求められている。これはスイスの文化的、言語的多様性への配慮である（第6条）。また、移民の背景を持つ生徒に対しては、出身国や宗教的、政治的中立性に配慮した多様な言語コースを州が支援することを定めている（第4条第4項）。

HarmoS協約は州と州の違いを克服することをめざしている。そのための手段として、第三の特色である国の教育スタンダードを作成することとしている（第7条）。教育スタンダードは、教科領域毎にコンピテンシー水準に基づく成績スタンダード（Leistungsstandards）と、授業実施のための教育内容や条件を示したスタンダードの2種類のスタンダードに区別される。このスタンダードは、EDKの責任において2011年に開発される。

2-3 HarmoS協約による教育改革の実施

ここでは（1）義務教育年限の延長、（2）学習指導要領、（3）国家教育目標（教育スタンダード）について、順にみていくこととする。

（1）義務教育年限の延長

義務教育年限の延長は、PISA2000年調査の結果分析から提案されたものである。とりわけ、学校言語を母語としない者には早期教育が重要であると考えられた。HarmoS協約では、幼児教育2年間の義務化によって、合計11年の義務教育を実施するものとした。

2006年の時点で、就学前教育2年を義務としているのは、BS1州のみで、1年を義務としているのが8州、残り17州は義務化されていなかった（Bildungsbericht Schweiz 2006, 42）。ただし実際には平均して2年程度就学前教育に通っている州が多く、平均が1.5年に及ばないのは6州であった（同前）。これが2015年になると、就学前教育が義務ではないのが1州となり、8州が1年の義務、17州が2年の義務となっている（「表3」参照）。

表3 就学前教育の状況（2006年及び2015年）

州	AG	AR	AI	BL	BS	BE	FR	GE	GL	GR	JU	LU	NE
2006年	f	1	1	1	2	f	f	f	1	f	f	1	f
2015年	2	1	1	2	2	2	2	2	2	f	2	1	2
州	NW	OW	SG	SH	SZ	SO	TG	TI	UR	VD	VS	ZG	ZH
2006年	1	1	f	1	f	f	f	f	f	f	f	f	f
2015年	1	1	2	2	1	2	2	2	1	2	2	1	2

（出典：Bildungsbericht2006,42. Bildungsbericht 2018,26から筆者作成）

注：「1」は1年、「2」は2年、「f」は義務ではないことを示す。

（2）学習指導要領

教育は各州の所管事項であり、学習指導要領も原則各州で作成されていた。州毎に規定される教育課程の実態が多様であったため、州をまたぐ移動、あるいは大学入学において、大きな

課題として捉えられていた。また、授業時数も州によって大きく異なっていた。フランス語圏諸州はすでに2003年に大綱学習指導要領「PECARO」を作成し、ドイツ語圏諸州は、2006年に共通学習指導要領のプロジェクトに着手した（Bildungsbericht Schweiz 2006, 55.）。2007年にHarmoS協約が締結され、フランス語圏学習指導要領（Plan d'études romand）は2011年に、ドイツ語圏学習指導要領（Lehrplan 21）は2014年に、イタリア語圏学習指導要領（Piano di studio）は2015年に、それぞれ作成された（EDK: Nationale Bildungsziele）。

(3) 国家教育目標（教育スタンダード）

2007年のHarmoS協約を受けて、EDKは国家教育目標（教育スタンダード）を設定することとなった。EDKは2011年6月16日に国家教育目標（Nationale Bildungsziele）を策定した。この国家教育目標は、①学校言語、②第二州言語及び英語、③算数・数学、④理科について、4年、8年、11年（就学前教育2年を含む）終了時の到達水準を示している。この基本水準は、共通学習指導要領に反映されている。各教科の教育スタンダードの内容をみても、(1)教科領域及びコンピテンシーモデルへの一般的注釈、段階（第4, 8, 11学年）末までの基礎コンピテンシー、実施の観点からみた基礎コンピテンシーの水準、という構成である（EDK: Nationale Bildungsziele）。

また、この教育スタンダードに即した教育が実施されているのかを検証するために、基礎コンピテンシー到達調査（ÜGK, Überprüfung des Erreichens der Grundkompetenzen）が2016/17年に抽出調査で実施された。調査対象は、第11学年数学、第8学年学校言語及び第二言語で、対象者は各2万人程度である。結果の分析によると、言語では州間での有意差がない州が多数であったが、数学第11学年では9州で+の、5州で-の有意差があった。（EDK: Nationale Bildungsziele）。基礎コンピテンシー調査の第2回調査は、2023/24年に予定されている。

2-4 HarmoS協約の効果と限界

2007年に決定されたHarmoS協約は、少なくとも10州の批准した時に発効するものとされた（第16条）。その結果、2009年8月1日にHarmoS協約は発効した（EDK 2011, 31）。2010年9月までに22州が態度表明し、批准15州、否決7州、留保4州となっている（EDK 2011, 121）。その後2021年時点でも変化はみられない（EDK: HarmoS）。つまり11州は、HarmoS協約に加わっていない。HarmoS協約に参加しない要因として主に考えられるのは、先にみた義務教育年限の延長、すなわち就学前教育2年間の義務化である。荒川（2014）が対象としたオプヴァルデン州を含む中央地区の諸州は、就学前教育の2年義務化を実施していなかった（荒川2014, 63）。

以上のことから、HarmoS協約に代表される州間協定による教育政策の共通化は、一定の効果があったものの、協定に参加しない州が存在することにより、その限界も示されるといえる。

3 教育政策の検証サイクル

3-1 教育政策検証サイクルに必要な要素

2003年に公表されたPISA2000年調査報告書は、前述のように10点の改革提案を行っていた。①標準言語の深く、早期で十分な使用、②学習指導要領の拡大と性特有の支援、③外国語充実の支援、④就学前教育段階の導入、⑤学校に付随する支援の拡大、⑥学校統治の導入、⑦成果目標（教育スタンダード）の定期的検証、⑧職業界への円滑な移動、⑨機会が公正な選抜手続き、⑩教師教育の拡充と教育研究の拡充。そのために必要な経費は、年間12.5-18.9億スイスフラン（SFr.）、一時費用2.55億SFr.と計算された。

こうした報告を受けて、スイスでは連邦と諸州が協働して教育改革を推進していく枠組みが形成されていった。教育報告書（Bildungsbericht, 2010年, 2014年, 2018年）が作成され、これを受けて共通教育政策目標（die gemeinsame bildungspolitische Ziele, 2011年, 2015年, 2019年）が設定され、この教育目標に沿って中期の教育予算の説明（Botschaft, 2012年, 2016年, 2020年）が行われる。こうして、「1. 課題—（データ収集）→2. 教育報告書の作成（分析, 総合）—（結論）→3. 教育報告書→4. 他の関係者を含む教育計画の準備→5. 方針の決定（支援措置, 変更, 実施）→6. 新たな課題」という教育政策の検証サイクルが形成されていった。

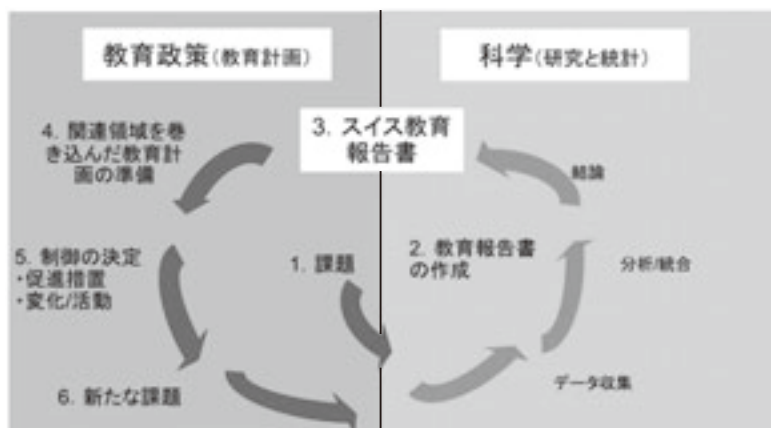
以下、(1) 教育報告書, (2) 共通教育政策目標, について, みていこう。

3-2 教育報告書

スイス教育報告書は、連邦政府のSKBF（die Schweizerische Koordinationsstelle für Bildungsforschung, スイス教育研究調整部）が研究者グループに委託し、2006年に試行版を作成した。その後2010年, 2014年, 2018年と4年毎に作成されている。スイスに先立って、ドイツでは2001年の「PISAショック」後、常設各州文部大臣会議が中心となり、2003年に「教育報告書（Bildungsbericht Schweiz）」試行版が研究者グループに委託する形で作成された。

連邦と諸州で共同での教育政策の検証は、2006年5月の連邦憲法改正（第61a条）も追い風となった（SKBF 2006,6）。そこでは教育モニタリングの一環としての教育報告書であることが強調されている（SKBF 2006,7）。「1. 課題—（データ収集）→2. 教育報告書の作成（分析, 総合）—（結論）→3. 教育報告書→4. 他の関係者を含む教育計画の準備→5. 方針の決定（支援措置, 変更, 実施）→6. 新たな課題→（2. に戻る）」という教育モニタリングのサイクルである。これらの流れは、(1) 教育政策（教育計画）（1. 4. 5. 6.）と(2) 科学（研究と統計）（2.）に区分され、「3. 教育報告書」は教育政策と科学を接続するものとして位置づけられている（SKBF 2006, 7）。

2010年版教育報告書は、①教育報告書が定期的に状況を明示し、②幅広い世論を喚起し、



(aus: Bildungsbericht Schweiz 2006, S.7. を基に筆者作成)

図2 教育政策検証のサイクル

③国の責任で作成する、としている (Bildungsbericht Schweiz 2010, 8)。2014年版教育報告書は、教育モニタリングの過程として、「①教育報告書の作成→②評価、プロセス管理（提案）→③実施計画→④教育報告書の作成」というサイクルを示している。その際、実施計画において、連邦が教育、研究、革新の促進のための情報をとりまとめ、EDKが活動プログラムを作成し、諸州の当局が決定するという分担を示している (Bildungsbericht Schweiz 2014,6)。2018年版教育報告書は、①スイスの教育についての情報提供、②信頼できる知見に基づく決定、③教育モニタリングの最重要な成果物（連邦憲法による連邦及び州の責務）、④更なる発展のための教育政策目標、⑤デジタル化による新たな機会の創造、⑥多くの達成と新たな課題への対応、というサイクルを描いている (Bildungsbericht Schweiz 2018, 6-7)。

3-3 共通教育政策目標

連邦政府（2011年は内務省及び国民経済省、2015年及び2019年は経済教育研究省）及びEDKは、共同で4年毎（2011、2015、2019年）に「チャンス を最大に活用する」と題する教育圏スイスのための共通教育政策目標の声明を発表している (SBFI: Bildungsmonitoring Schweiz)。

2011年5月30日の声明は、「I教育圏スイスの理論的よりどころとしての質と透過性」、**II連邦及び諸州の共通教育政策目標**、「IIIより強固な共同による実際の挑戦の重要性」、**IVおわりに**、という構成である。共通教育政策目標として「II」に掲げられたのは、6点である (表4参照)。

これを受けて、今後諸課題を解決するために「III」において重点課題として4点を挙げている。①多言語国家における言葉の授業の調和と改善、②MINT（数学、情報、理科、技術）及

表4 共通教育政策目標の推移

2011年5月30日	2015年5月18日	2019年6月27日
①義務教育領域では、入学年例、就学義務、教育段階の期間、段階の移行が統一され、目標（特にa.学校言語、外国語(Fremdsprachen)、数学及び理科の領域において、基礎コンピテンシーの形式で国家教育目標が決定されること、及びb.言語地域の学習指導要領が公表され、そこでこれらの基礎コンピテンシーをめざすこと）が調整される。	義務教育領域では、入学年例、就学義務、教育段階の期間、段階の移行が統一され、目標（特にa.学校言語、 <u>第二州言語(zweite Landessprache)</u> 及び <u>英語</u> 、数学及び理科の領域において、基礎コンピテンシーの形式で国家教育目標が決定されること、及びb.言語地域レベルで活用されている学習指導要領が、これらの基礎コンピテンシーの方向性で適用されること）が調整される。	①義務教育領域では、入学年例、就学義務、教育段階の期間、段階の移行が統一され、目標（特にa.学校言語、第二州言語(zweite Landessprache)及び英語、数学及び理科の領域において、基礎コンピテンシーの形式で国家教育目標が決定されること、及びb.言語地域レベルで活用されている学習指導要領が、これらの基礎コンピテンシーの方向性で適用されること）が調整される。
②25歳の95%が後期中等教育の修了証を獲得する。	②25歳の96%が後期中等教育の修了証を獲得する。	②25歳の97%が後期中等教育の修了証を獲得する。
③ギムナジウム修了証による総合大学へ無試験での入学が長期的に確保される。	③ギムナジウム修了証による総合大学へ無試験での入学が長期的に確保される。	③ギムナジウム修了証による総合大学へ無試験での入学が長期的に確保される。
④上位の職業教育の終了証が国際的に比較可能である。	④ <u>第三段階における教育提供の特色が明確にされる。</u>	④第三段階における教育提供の特色が明確にされる。
⑤若い研究者にとって高等教育におけるキャリアの魅力が継続的に向上する。	⑤ <u>総合大学における中退者数減少に寄与のための措置が講じられる。</u>	⑤総合大学における中退者数減少に寄与のための措置が講じられる。
⑥教育成績の有効性と正式な修了証へのその考慮が教育システム全体で確立する。	⑥ <u>教育システム全体において入学、転学、再入学が促進される。</u>	⑥教育システム全体において入学、転学、再入学が促進される。
	⑦ <u>職業選択及び学修選択が改善される。</u>	⑦ <u>教育システムにおいて、デジタル化された労働界及び社会の新たな諸要求が予め取り入れられる。</u>
		⑧ <u>交流と移動が教育において取り入れられ、すべての教育段階で促進される。</u>

(出典：教育政策目標の声明から筆者作成) *イタリック・下線は変更点

び健康領域の教員不足解消、③教員養成の改善、④政治教育。

EDKは2011年6月16日に国家教育目標(Nationale Bildungsziele)として、①学校言語、②第二州言語及び英語、③算数・数学、④理科について、4年、8年、11年(就学前教育2年を含む)終了時の到達水準を設定した(EDK:Nationale Bildungsziele)。基礎コンピテンシーの開発及び設定は、連邦憲法第62条第4項(2006年追加)により、諸州に課された責務であり、HarmoS協約(2007年)第7条に基づくものである。

共通教育政策目標は、その後2015年及び2019年に改訂されている。義務教育領域では、言

語教育の共通化及びMINT（数学，情報，理科，技術）の充実が重視されている。これらはいずれもPISA調査で明らかにされた課題である。職業教育領域では，デュアルシステム型中心であるスイスにおいて，上位職業資格が大学卒業資格と同等に評価されることに留意していることが理解できる。高等教育領域では，大学における中退率の減少が大きな課題であることがわかる。

この共通教育政策目標は，EUの教育・訓練政策目標であるET2010あるいはET2020の影響を受けていると考えられる。2009年に策定されたET2020は，①就学前教育への参加率が95%以上，②15歳時点での基礎学力の未達割合が15%未満，③教育・訓練の早期離脱者の割合が10%未満，④第三段階教育（高等教育）に到達する者の割合が40%以上，等を掲げている（ET2010及びET2020については坂野・藤田2021参照）。

まとめと課題

1980年代からの新自由主義の流れ，そして1992年から作成されるようになったOECDの「図表にみる教育（Education at a Glance）」のように，教育政策の実施にあたり，その根拠と成果が求められるようになった。教育政策を効果的に実現するためには，関係者の協働が不可欠となってきたのである。

スイスの教育政策は，2001年の「PISAショック」以降，改革の速度が増していった。大きな要因は，主に2点に集約できる。第一に，連邦国家における連邦と諸州の関係構造の変化である。スイスの連邦憲法は，1874年憲法が1999年まで効力を有していたが，そこにおける連邦の教育政策への関与は，高等教育や職業教育の領域への関与が中心であった。しかし2003年，2005/06年の連邦憲法の改正によって，連邦が義務教育領域においても諸州の教育高権に配慮しながら，影響を及ぼすことが可能となった。第61a条による教育圏スイスの設定，第62条第4項による連邦の関与規定は，教育改革の推進力となった。もちろん，EDKによる諸州間の合意による教育政策の共通性の枠組みも一定の役割を果たしている。1970年の学校協約は，緩やかに諸州の共通性を高めていった。そして2007年のHarmoS協約は，PISA調査で明らかになった，義務教育期間の延長，とりわけ就学前教育2年の義務化といった教育改革の実現を後押しした。しかしHarmoS協約は，26州中15州で締結されるにとどまっている。あくまで教育に関する主権は州に留保されている。

第二に，教育政策サイクルと研究及び統計の関係である。「教育報告書」2006年版（試行版）で示された「1. 課題—（データ収集）→2. 教育報告書の作成（分析，総合）—（結論）→3. 教育報告書→4. 他の関係者を含む教育計画の準備→5. 方針の決定（支援措置，変更，実施）→6. 新たな課題→（2. に戻る）」という教育政策のサイクルが，その後の教育政策で機能しているといえる。「教育報告書」2006年版（試行版）で示された上述の教育政策サイクルは，教育政策と教育研究及び統計の協働関係を示すものとして一つの事例として考える価値

がありそうである。スイスの連邦経済教育研究省（WBF）の教育研究革新部（SBFI）は、2010年の教育モニタリングの説明資料において、「1. 作成（Produkt）（教育報告書）→2. 評価（Auswertung）→3. 計画（Programm）→4. 作成」というサイクルに整理し直しているが（EVD, BBT, EDK 2010）、基本的な構図は同様であると考えて良い。なお、特別支援教育（2021年）及びデジタル教育（2021年）については、別途報告書が作成されている。

ここでスイスの教育政策検証と隣国ドイツのそれを比較してみよう。教育報告書及び共通教育政策目標は、隣国ドイツの教育政策にも共通してみられるものである。スイスの教育報告書は試行版が2006年、その後2010年から4年毎に作成、公表されている。ドイツの教育報告書は、試行版が2003年、その後2006年から2年毎に作成、公表とドイツが先行している。スイスの共通教育政策目標（2011、2015、2019年）に相当するドイツの目標は、2006年（2015年改訂）の「教育モニタリングのための総合戦略」である（KMK2006）。そこでは2003/04年に教育スタンダードを作成したことを前提に、その達成度を国際比較調査及び州間比較調査で検証すること、教育報告書を作成することが記されている。連邦制国家であるスイス及びドイツは、教育政策検証について共通点が多い。ただしドイツは、連邦が教育政策に関与する権限をPISA調査等国际学力比較調査及び教育報告書の作成に限定し、それ以外の教育政策及び検証を常設各州文部大臣会議（KMK）による州間調整・合意で行っているのに対し、スイスは州間調整が不十分である場合には、連邦が関与する権限を与えている（連邦憲法第62条第4項）ことが異なっている。ドイツでも1969年のドイツ基本法（連邦憲法に相当）が改正され、連邦が教育計画に関与する競合的立法権を持っていたが、2001年の「PISAショック」以降の議論を経て、州間調整機能、つまり州の「文化高権（Kulturhoheit、ドイツでは州が教育権限を本来所管することを意味する場合に使用する用語である）」を重視し、連邦の関与についての権限をドイツ基本法から2006年に削除した（坂野2017参照）。教育政策の検証については、スイスは連邦が深く関与しているが、ドイツでは教育報告書の作成に連邦が協働するが、検証はKMKが中心である。2020年にはKMKが新たに常設学術委員会（Ständige Wissenschaftliche Kommission）を設置し、諸州が中心となって検証を進める体制をとっている（KMK2020）。

以上のように、スイスの教育改革は、連邦憲法の教育関連条項の改正、そしてEDKを中心とした協調主義のバランスが変化したことにより加速した。しかし、教育高権として、教育に関する権限は州に残されている。2016年の「連邦教育協働法」及び「教育圏スイスにおける協働に関する連邦と州間協定」が、連邦と州との関係をどのように変えていくのかについては、執筆時点（2022年）では明らかではない。州の合意に基づく教育改革がどのように進んでいくのか、今後の検討課題としたい。

附記

本稿は、JSPS基盤研究（C）（C19K02435）の研究成果の一部である。

参考文献

- 青木栄一『文部科学省』中央公論新社, 2021年
- 青木栄一(編著)『文部科学省の解剖』東信堂, 2019年
- 荒川麻里「スイス連邦における憲法教育条項の改正と州間協定の現状— オプヴァルデン準州の態度
保留理由に着目して—」筑波大学『教育制度研究紀要』9号 2014年, 55-66頁
- エルカース, J. 「スイスにおける学校改革」広島大学大学院教育学研究科学習開発学講座『学習開発
学研究』1号 2007年, 133-142.
- 遠藤盛男『スイス国民学校の制度史研究』風間書房, 1987年
- 国立教育政策研究所web「OECD生徒の学習到達度調査 (PISA)」(<https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html>) 2023年1月5日最終確認
- 小林武「スイス新連邦憲法・試訳」『南山法学』23巻4号 2000年, 37-100.
- 小林武「スイス連邦憲法典の近時の部分改正状況—1993年4月1日以降に施された部分改正と結実し
なかった部分改正提案—」『南山法学』21巻1号 1997年, 143-175.
- 小林武「スイス連邦憲法典の現況—1984年4月1日以降に施された部分改正と結実しなかった部分改
正提案—」『南山法学』17巻4号 1994年, 183-202.
- 小林武『現代スイス憲法』法律文化社, 1989年
- 小林武「スイス連邦憲法(1)—1984年4月1日現在の現行憲法の試訳—」『南山法学』8巻1号 1984年,
71-131.
- 坂野慎二「エビデンスに基づく教育政策の検証—ドイツと日本の比較から—」玉川大学教育学部紀要
『論叢』第21号 2022年, 13-34.
- 坂野慎二, 藤田晃之(編著)『海外の教育改革』放送大学教育振興会, 2021年
- 坂野慎二『統一後ドイツ教育の多様性と質保証』東信堂, 2017年
- 高田敏・発宿正典『ドイツ憲法集』第6版 信山社, 2010年
- 高橋和之『世界憲法集』第2版 岩波書店, 2012年
- 田中賢二・田中啓太「日本とスイス—ドイツ語圏—の後期中等教育段階における生物教育—生物基礎
教科書の比較考察—」岡山大学大学院教育学研究科研究集録第163号 2016年, 69-78.
- 田中賢二・田中啓太「日本とスイス—ドイツ語圏—の後期中等教育段階における化学教育—化学基礎
教科書の比較考察—」岡山大学大学院教育学研究科研究集録第157号 2014年, 33-42.
- 田中賢二・田中啓太「日本とスイス—ドイツ語圏—の後期中等教育段階における物理教育—物理基礎
教科書の比較考察—」岡山大学大学院教育学研究科研究集録第154号 2013年, 93-103.
- 田中正弘, 森利枝「ボローニャ・プロセスへの対応による新たな学位・単位制度の活用と課題—ドイ
ツ・スイスにおける取組から—」弘前大学21世紀教育センター『21世紀教育フォーラム』第9
号 2014年, 9-18.
- 中山あおい「スイスにおける学力向上政策と移民教育」『大阪教育大学紀要 第IV部門』第63巻第1
号 2014年, 127-136.
- 沼田良「スイスにおける新連邦憲法の制定と地方自治の概要」作新学院大学『作新地域発展研究』第
3号 2003年, 51-65.
- 初宿正典・辻村みよ子(編著)『新解説世界憲法集』第4版 三省堂, 2017年(「スイス連邦」の解説
執筆, 翻訳は関根照彦)
- 原田信之『ドイツの協同学習と汎用的能力の育成—持続可能性教育の基盤形成のために—』あいり出
版, 2016年
- 藤井穂高「義務教育という幼児教育の保障携帯—北アイルランドとスイスの2類型の比較検討—」『教
育制度学研究』2014年, 145-149.
- 藤井穂高「幼児教育義務化論」日本教育制度学会(2013)『現代教育制度改革への提言』(上) 東信堂

- 2013年, 74-88.
- 宮沢俊義『世界憲法集』第4版 岩波書店, 1983年
- 村上祐介, 橋野晶寛『教育政策・行政の考え方』有斐閣, 2020年
- 山岡規雄『スイス憲法』国立国会図書館, 2013年
- 吉満たか子「スイスの言語教育政策とティチーノ州のギムナジウムにおけるドイツ語教育」広島大学
外国語教育研究センター『広島外国語教育研究』16号 2013年, 261-272.
- Abs,H.J./Brüsemeister,H./Schemmann,M./Wissinger,J.(Hrsg.)(2015) Governance im Bildungssystem.
Analysen zur Mehrebenenperspektive, Steuerung und Koordination. Springer Fachmedien,
Wiesbaden.
- Arnet,M. (2000) Das Schulkonkordat vom 29. Oktober 1970. EDK,Bern.
- Altrichter,H./Maag Merki,K.(Hrsg.) (2016) Handbuch Neue Steuerung im Schulsystem. (2,Aufl.)
Springer VS,Wiesbaden.
- Altrichter,H./Maag Merki,K.(Hrsg.) (2010) Handbuch Neue Steuerung im Schulsystem. Springer
VS,Wiesbaden.
- Altrichter,H./Bruesemeister,T./Wissinger,J.(Hrsg.)(2007) Educational Governance.
Handlungskoordination und Steuerung im Bildungssystem. VS Verlag für Sozialwissenschaften,
Wiesbaden.
- Avenarius,H./Hanschmann,F. (2019) Schulrecht. (9.Aufl.) Carl Link,
- Baehler,E.L.(1939) Die Schule in der Schweiz. Archiv für das schweizerische Unterrichtswesen. Verlag
Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren. Zürich.
- AS: Amtliche Sammlung. (https://www.fedlex.admin.ch/de/oc?news_period=last_day&news_pageNb=1&news_order=desc&news_itemsPerPage=10) 2023年1月5日最終確認
- BBl: Bundesblatt. (https://www.fedlex.admin.ch/de/oc?news_period=last_day&news_pageNb=1&news_order=desc&news_itemsPerPage=10) 2023年1月5日最終確認
- Bundesamt für Statistik (<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home.html>) 2023年1月5日最終確認
- BFS u EDK (Hrsg.)(2002) Für das Leben gerüstet? Die Grundkompetenzen der Jugendlichen –
Nationaler Bericht der Erhebung PISA 2000. Neuchâtel, 2002.
- BFS u EDK (Hrsg.)(2003) PISA 2000: Synthese und Empfehlungen. Neuchâtel, 2003.
- BMBF Leistung macht Schule (https://www.bmbf.de/bmbf/de/bildung/bildung-im-schulalter/leistung-macht-schule/leistung-macht-schule_node.html) 2023年1月5日最終確認
- Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999 (Stand am 7. März 2021)
(<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1999/404/de/20220316>) 2023年1月5日最終確認
- EDK : Bildungsmonitoring (<https://www.edk.ch/de/themen/bildungsmonitoring>) 2023年1月5日最終確認
- EDK : HarmoS (<https://www.edk.ch/de/themen/harmos>) 2023年1月5日最終確認
- EDK : Nationale Bildungsziele (<https://www.edk.ch/de/themen/harmos/nationale-bildungsziele>)
2023年1月5日最終確認
- EDK: Obligatorische Schule (<https://www.edk.ch/de/dokumentation/rechtstexte-beschluesse/rechtssammlung>) 2023年1月5日最終確認
- EDK: Rechtssammlung (<https://www.edk.ch/de/dokumentation/rechtstexte-beschluesse/rechtssammlung>) 2023年1月5日最終確認
- EDK (2011) die interkantonale Vereinbarung über die Harmonisierung der obligatorischen Schule
(Harmos-konkordat) vom 14. juni 2007. Kommentar | Entstehungsgeschichte und Ausblick |
Instrumente. Bern.
- EVD,BBT,EDK (2010) Bildungsmonitoring Schweiz: Gemeinsames Vorhaben von Bund und Kantonen
(<https://www.sbfi.admin.ch/sbfi/de/home/bildung/bildungsraum-schweiz/>)

- [bildungszusammenarbeit-bund-kantone/bildungsmonitoring-schweiz.html](https://www.sbfi.admin.ch/sbfi/de/home/bildung/bildungsraum-schweiz/bildungszusammenarbeit-bund-kantone/bildungsmonitoring-schweiz.html)) 2023年1月5日最終確認
- Huber,A.(1912) Die Konferenz der Erziehungsdirektoren der schweizerischen Kantone. Übersicht über ihre Organisation und ihre Tätigkeit in den Jahren 1897–1912. Grütlivereins, Zuerich.
- Imlig,F. (2023) Schulsysteme beschreiben und gestalten. Bildungsmonitoring in der Schweiz. Springer Verlag, Wiesbaden.
- Kloss,H.(1964) Formen der Schulverwaltung in der Schweiz. Polygraphischer Verlag AG, Zürich.
- KMK (2020) Ländervereinbarung über die gemeinsame Grundstruktur des Schulwesens und die gesamtstaatliche Verantwortung der Länder in zentralen bildungspolitischen Fragen (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 15.10.2020)
- KMK (2016) Gesamtstrategie der Kultusministerkonferenz zum Bildungsmonitoring.
- KMK (2006) Gesamtstrategie der Kultusministerkonferenz zum Bildungsmonitoring.
- SKBF (2006) Bildungsbericht Schweiz 2006. Aarau.
- SKBF/CSRE (2018) Bildungsbericht Schweiz 2018. Aarau.
- SKBF/CSRE (2014) Bildungsbericht Schweiz 2014. Aarau.
- SKBF/CSRE (2010) Bildungsbericht Schweiz 2010. Aarau.
- SBFI : Bildungsmonitoring Schweiz (<https://www.sbfi.admin.ch/sbfi/de/home/bildung/bildungsraum-schweiz/bildungszusammenarbeit-bund-kantone/bildungsmonitoring-schweiz.html>) 2023年1月5日最終確認
- SR: Systematische Rechtssammlung. (https://www.fedlex.admin.ch/de/oc?news_period=last_day&news_pageNb=1&news_order=desc&news_itemsPerPage=10) 2023年1月5日最終確認
- Straumann,M(1997) 25 Jahre Schweizerisches Institut fuer Berufspaedagogik – SIBP. In : Beitrage zur Lehrerbildung, 15(2)151–157.

A Study of the Education Policy in Switzerland: Federalism and Cooperation Principle of Allocation of the Educational Authority

Shinji SAKANO

Abstract

This paper aims to clarify how the education policy cycle in the Switzerland has been developing since 2001, so called “PISA Shock”. The cycle consists of planning, doing, assessing, and improving the educational policies. The cautions of developing cycle are the changing the allocation of the education authorities, the federal government and the states. Changing the constitutions in 2003 and in 2005/06 brought the federal to be able to concern the compulsory education, although the states have the main authority of the educational policies. In Addition, the education policy cycle needs the good relationship between the educational governments and educational researches and statistics, and the cooperation among the stakeholders.

Keywords: Federalism, Education Policy Cycle, Educational Report, Educational Standards, Course of Study